

議案第18号

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成31年2月18日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「職員」の次に「（農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員を除く。）」を加える。

第4条第5項中「顧問」の次に「、運動部活動指導員」を加える。

別表幼稚園薬剤師の項の次に次のように加える。

運動部活動指導員	時間額 1,600円	一般職の職員
----------	------------	--------

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第5項の改正規定及び別表に運動部活動指導員の項を加える改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のつくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第3項の規定は、平成30年5月19日から適用する。

## つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （報酬の額）</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の職員（<u>農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員を除く。</u>）のうち、報酬が年額をもって定められている者が、その年度途中でその職に就いたとき、又はその年度途中で退職したときは、月割により算出して報酬を支給する。この場合において、1箇月未満の端数があるときは、1箇月として計算する。</p> <p>第3条（略） （費用弁償）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2—4（略）</p> <p>5 理事、顧問、<u>運動部活動指導員</u>及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員であって規則で規定するもの（以下「非常勤の嘱託員」という。）が通勤（勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。）のため自動車その他の交通用具を使用したとき、又は交通機関を利用してその運賃を負担したときは、前項の規定にかかわらず、費用弁償として規則で規定する額を支給する。</p> <p>第5条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p>	<p>第1条（略） （報酬の額）</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の職員_____のうち、報酬が年額をもって定められている者が、その年度途中でその職に就いたとき、又はその年度途中で退職したときは、月割により算出して報酬を支給する。この場合において、1箇月未満の端数があるときは、1箇月として計算する。</p> <p>第3条（略） （費用弁償）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2—4（略）</p> <p>5 理事、顧問_____及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員であって規則で規定するもの（以下「非常勤の嘱託員」という。）が通勤（勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。）のため自動車その他の交通用具を使用したとき、又は交通機関を利用してその運賃を負担したときは、前項の規定にかかわらず、費用弁償として規則で規定する額を支給する。</p> <p>第5条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p>

議案第18号資料

職	報酬	相当する職
幼稚園薬剤師	(略)	(略)
<u>運動部活動指導員</u>	<u>時間額 1,600円</u>	<u>一般職の職員</u>
社会教育委員	(略)	(略)

職	報酬	相当する職
幼稚園薬剤師	(略)	(略)
社会教育委員	(略)	(略)